

それでは、ただいま提出いたしました議案につきまして御説明申し上げます。

議第 50 号は、一般会計の補正予算でございますが、年度内における各事業の執行状況および最終的な財源見通しに基づき、所要の調整を行い、総額で 4 億 7 千万 3 千円の増額補正を行おうとするものでございます。

まず、歳入でございますが、県税は、法人二税を中心に総額で 6 億 2 千万 9 百 0 万円の増額、地方交付税は、国の決定状況を踏まえた増額を行いますほか、繰入金や県債につきましては、事業費の変動などを踏まえて、所要の調整による減額を行おうとするものでございます。

次に、歳出でございますが、琵琶湖博物館の水槽破損事故の原因究明、安全点検、また、鳥インフルエンザに関する防疫措置、生活福祉資金貸付金の償還を見据えた生活困窮者支援の強化などに係る経費を追加いたしますとともに、一般行政経費につきまして、執行残等を精査するなど、所要の調整を行うこととしております。

特に、琵琶湖博物館の水槽破損事故につきましては、ビワコオオナマズ水槽の破損に次いで、閉鎖中のふれあい体験室の水槽でも新たに亀裂を発見いたしました。

多くの方々に御心配と御迷惑をお掛けしており、改めて御詫び申し上げます。

水族展示室の再開にあたりましては、御来館いただく方々の安全・安心の確保を最優先とし、今後、第三者による委員会を設置し、事故原因を究明するとともに、全ての水槽について点検を実施し、安全性を確認したうえで、早期に再開できるよう取り組んでまいります。

また、令和 10 年度に開校を予定しております高等専門学校につきましては、施設整備による財政負担の増加に対応し、また、県内の経済界をはじめとした民間からの支援の受け皿とするため、新たに「滋賀県立高等専門学校整備運営基金」を造成し、積み立てを行いますほか、国スポ・障スポ大会の開催に向けましては、増加が見込まれます開催経費等への備えとして、「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金」への積み増しを行うこととしております。

これらの歳入、歳出の所要の調整を図った上で、本県の将来に向けた対応といたしまして、財政調整基金の残高を一定確保するほか、県債の償還の前倒しを行うことにより、残高の縮減と利子負担の軽減を図ってまいります。

議第 51 号から議第 65 号までは、特別会計および企業会計につきまして、執行状況等を踏まえた所要の調整を行おうとするものでございます。

次に、条例案件について申し上げます。

議第 66 号は、先ほど申し上げました「滋賀県立高等専門学校整備運営基金」を新たに設置しようとするものでございます。

次に、その他の案件について申し上げます。

議第 67 号から議第 69 号までは、県の行う建設事業等に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることについて、

議第 70 号は、滋賀県立スポーツ会館の指定管理者の指定について、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。